

早急な移転が求められる福祉会館

2015年7月25日(土)
日本共産党・板倉真也

今年で築47年の福祉会館の建替えが急がれている。2011年1月の耐震診断の結果、「耐震補強等の対策が必要」との判断が下り、小金井市は他の場所での建替えを選択。ところが、建替え予定地に隣接する民間マンションが「耐震強度不足」であるため、そのような場所に建てていいのか？の意見が市民から出され、小金井市は対応に苦慮している。

急がれる福祉会館の移転

計画づくりから市民参加へと改める

小金井市は当初、法政大学の協力を得て、今年度から建替え設計図の作成に入ろうとしていた。しかし、法政大学が建築士の資格を持っていないことが判明し、断念する事態に。そのことから6月議会で、計画の段階から市民を交えて検討するための委員会を設置することを表明し、今後、検討委員会設置に向けた準備に入っていくこととなった。

福祉会館は利用停止に

「30年以内に首都直下型地震がくる確率は70%」と言われている中、「耐震補強等の対策が必要」とされた福祉会館を利用し続けるわけにはいかない。4年前の東日本大震災で建物は傷み、この間、外壁タイルの落下やビル内のコンクリートのひび割れなどが起き、不安が広がっている。よって、福祉会館の早期利用停止は、避けて通ることのできない状況となっている。

急がれる福祉会館内施設の移転

福祉会館の早期利用停止はやむを得ないにしても、福祉会館内の各施設の移転が必要となる。どのように考えているのかとの議会側の問いに対して、小金井市は6月議会に「新福祉会館建設期間中における現事業に対する措置(案)」というものを示してきた。

一目でわかるように、明確に「仮移転」としているのは「福祉共同作業所」のみ。他の事業・施設は「調整」が多く、今後の協議に委ねられている。一方、建設期間中は「一時停止」とされているものもあり、福祉会館の建設工事が長引けば、利用できない期間も長引く事態に陥る。「他の公民館等で実施」とされる「公民館本館」の事業も、どこまで可能なのかの疑問が残る。「生活困窮者自立支援事業」や「低所得者離職者対策事業」など4つの事業は「既存施設等で対応」と明記しているが、利用されていない建物や空き室は果たしてあるのだろうか。「社会福祉協議会と調整」とされる事業や施設にいたっては、「社会福祉協議会で考えてください」と言っているようにも見える。いずれにしても、移転の具体化が急がれる。

福祉会館の建替え予定地

小金井市本町6丁目(市役所第2庁舎北西角の市役所駐車場)。



敷地面積 / 1,469.70㎡

許容建築面積 / 1,175.76㎡

許容延床面積 / 4,409.1㎡

用途地域等 / 商業地域(建ぺい率80%、容積率300%) 防火地域、高度地区・日影規制指定なし



築47年の福祉会館

(仮称) 新福祉会館建設期間中における現事業に対する措置(案) (太枠に囲まれた部分が現在の福祉会館の施設や事業)		現㎡数	措置(案)
福祉会館指定管理業務 (ハード事業)	娯楽室・健康治療器・浴室(老人福祉センター)	75㎡	(仮称) 新福祉会館建設期間中において指定管理業務として一時停止
	集会室A B C D E(地域福祉センター)	206㎡	
	高齢者マッサージ事業	79㎡	
	ふれ愛ギャラリー(その他、必要な施設)	66㎡	
一定のスペースまたは設備等が必要となる事業または複合施設	福祉機器サービス拠点事業=指定管理業務	36㎡	社会福祉協議会と調整
	福祉共同作業所	246㎡	仮移転
	公民館本館(学習室A B、団体利用室、更衣室、生活室、資料室)	263㎡	他の公民館等で実施
	生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)	46㎡	既存施設等で対応
	低所得者離職者対策事業(自立相談サポートセンター)		
	福祉サービス総合支援事業(権利擁護センター)		

福社会館指定管理業務（ソフト事業）および市直営または委託事業	執務室・受付窓口のみで実施可能な事業	福祉サービス苦情調整業務（事務局・地域福祉課所管）	30㎡	社会福祉協議会と調整	
		高齢者見守り支援事業	36㎡		
		高齢者いきいき活動推進事業	—		
		ひとりぐらし高齢者会食会	—		
		市民協働支援センター準備室（ボランティア・市民活動センター内）	—		
		音楽療法講座事業＝指定管理業務	—		
		地域福祉ファシリテーター養成講座事業＝指定管理業務	—		
福社会館を単に会場として使用している事業	各種健康相談・指導事業（健康課所管） 特定保健指導（保険年金課所管） 介護予防事業・家族介護教室・介護予防体操等（介護福祉課所管）	250㎡	保健センター、集会施設等で実施		
		社会福祉協議会事務局（ボランティア・市民活動センター）		112㎡	社会福祉協議会と調整
		悠友クラブ連合会事務局		12㎡	調整
他団体が行政財産使用許可を受け使用しているもの	売店（りんく・母子寡婦福祉会）	9㎡	調整		
	（仮称）新福社会館建設予定地（本町暫定庁舎）	勤労者福祉サービスセンター	40㎡	調整	
	シルバー人材センター本町作業所	（不明）	調整		

■社会福祉協議会の収入減が危惧される

福社会館の利用停止から新福社会館の完成までの期間、社会福祉協議会の収入が減ることが予想される。社会福祉協議会の収入の大半は、市から事業を請け負い、市から委託費をもらうことで成り立っている。上記の表にあるように「一時停止」と明確にうたわれたものもあり、収入が減ることは確実である。社会福祉協議会の職員の人件費がまかなえない恐れが出てくる。職員の削減・合理化が行なわれることになるのではないだろうか。

■隣接マンションの耐震化が必要

福社会館の建替えは計画どおりにすすむのだろうか。建設検討委員会が順調に議論を重ね、新しい福社会館の設計図が完成したとしても、課題は残る。隣接マンションの耐震化である。「耐震強度不足マンション」の隣に福社会館を建てていいのか？の疑念は当然である。大震災が襲ったら、福社会館は救護・避難所となる。地上10階の隣接マンションが福社会館側に崩れ落ちることはない、とは誰も断言できないであろう。だから、隣接マンションの耐震化は必須要件である。

隣接マンション側が議員に公開した資料によると、このマンションは「不適格建築物」「建築基準法違反部分あり」の建物となっている。耐震強度不足を補うためには耐震補強工事が必要になるが、工事費が工面できないという。

小金井市は福社会館の早期建替えを行なうためにも、マンション側の対応を眺めているのではなく、耐震補強工事の工事費が工面できるように国や東京都とも相談しながら、あらゆる支援や情報提供を行なうべきである。

西側の隣接マンション

建設年月：1974年8月（築41年）
 地上10階・地下3階／吹き抜けあり
 1～5階：鉄骨鉄筋コンクリート造
 6階以上：鉄筋コンクリート造
 総戸数：124戸（ゲストルーム含む）
 敷地面積：2,591.27㎡
 建ぺい率 60%、容積率 200%

新福社会館建設スケジュール(案)					
検 委 討 員 会	委員公募(2カ月) ↓ 委員会開催(10カ月)	設 計	プロポーザル(3カ月) ↓ 基本設計(11カ月) ↓ 実施設計(11カ月)	福 社 共 同 作 業 所 仮 移 転	設計(3カ月) ↓ 工事期間(3カ月) ↓ 建物リース期間(43カ月)
			工 事		総合評価方式(2カ月) ↓ 工事期間(20カ月)



着手から完成までに
50カ月が必要（4年余）
（いまだ未着手）